

◎高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受給資格）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（就学支援金の額）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者に対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に、次項の政令で</p>	<p>（受給資格）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（就学支援金の額）</p> <p>第五条 〔略〕</p> <p>2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるも</p>

定める高等学校等の授業料の月額その他の事情を勘案して政令で定める額を加えた額」とする。

3  
〔略〕

第九条 削除

第十六条及び第十七条 削除

(報告等)

第十八条 都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就

の)に対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3  
〔略〕

(支払の一時差止め)

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、

学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 「略」

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3 「略」

（事務の区分）

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)
事務	第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

法律	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)
事務	第四条(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六条第一項、第八条第一項(第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務